

緊 急 要 望 書

(平成30年7月豪雨の災害対策について)

平成30年7月17日

岡 山 県

農林水産大臣

齋藤 健 様

平成30年7月豪雨の災害対策について（要望）

岡山県においては、7月5日から活発な梅雨前線が停滞し、各地で猛烈な雨となり、堤防の決壊により、極めて広範囲に渡り家屋等が浸水するなど、本県ではこれまでに経験のない規模の災害となりました。

この豪雨・洪水等により、県内では尊い人命が失われるとともに、依然として多くの方々が避難所生活を余儀なくされています。また、広範囲の浸水は今後の復旧の大きな障害となっており、深刻な被害の状況が徐々に明らかになっているところです。現時点で判明している限りでも、住宅、道路・橋梁・河川等の土木施設、鉄道網、病院や社会福祉施設、学校教育施設、商業施設や工場等の事業所、農業用施設等に甚大な被害が発生しており、住民生活や経済活動が深刻な打撃を受けております。

このため、県では、災害対策本部を設置し、県民の安全・安心を第一として、避難者の方々の支援、被災地の応急復旧などに全力を挙げているところですが、今回の深刻な事態に対応するためには、政府の緊急かつ重点的な支援が不可欠です。

つきましては、被災地域における住民生活や経済活動が速やかに回復するよう、特段のご配慮をお願いします。

平成30年7月17日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 激甚災害の早期指定について

公共土木施設、農業用施設等の災害復旧等を円滑かつ早急に行うため、平成30年7月5日からの豪雨・洪水等による災害について、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」を適用すること。

2 被災者生活支援について

- 被災された方々の安心・安全を確保し、早期の復旧・復興を実現するため、円滑な避難所運営、罹災証明の発行、保健師による健康管理や災害査定等のマンパワーを確保すべく、引き続き、国や全国からの人的支援を実施すること。
- 被災された方々の早期の生活再建に資するため、既存の被災者生活再建支援制度が適用されない住宅の被害に対しても幅広く支援するとともに、災害援護資金貸付金等の支援を拡充すること。

3 災害廃棄物の処理について

- 家屋の解体・撤去費用について、熊本地震時と同様に、半壊以下の家屋についても災害等廃棄物処理事業の対象とすること。
- 膨大な災害廃棄物の処理が予想され、市町村の廃棄物処理施設自体にも被害が発生していることから、被災市町村が実施する災害等廃棄物処理事業及び廃棄物処理施設災害復旧事業について、予算の確保及び早期の採択を行うこと。
- 県管理の道路に大量の災害廃棄物が集積・放置され、通行に支障が生じ、早期の復旧・復興の大きな妨げになっていることから、県が、道路管理者として緊急的に災害廃棄物を撤去・運搬する場合についても、災害等廃棄物処理事業の対象とすること。
- 災害に伴って発生した海岸漂流・漂着物や海底の堆積物の回収・処理について、必要な支援を行うこと。

4 公共土木施設等の災害復旧事業の早期採択等について

- 災害復旧事業に早期に着手できるよう、公共土木施設、農業用施設等の災害査定を迅速かつ柔軟に対応するとともに、十分な事業費を確保し、採択に関する手続きの簡素化を図ること。
- 災害復旧事業の実施においては、必要に応じて、原形復旧ではなく、再度災害が起こらないよう改良復旧を積極的に推進すること。
- 必要に応じて、国の直轄事業化による早期復旧・改良復旧を講ずること。

5 JR在来線及び第三セクター鉄道の早期復旧に向けた支援について

県内のJR在来線及び第三セクター鉄道について、地域住民の足であり、重要な産業・観光経路であるため、早期に全線復旧できるよう、西日本旅客鉄道株式会社及び第三セクター鉄道運営会社等に対する特段の配慮を行うこと。

6 病院、社会福祉施設、学校教育施設等の早期復旧に向けた支援について

浸水等の被害を受けた病院、社会福祉施設、学校教育施設等に甚大な被害が生じているため、早期に復旧、再開できるよう、必要な支援を行うこと。

7 商工業や農林業等への支援について

- 商業施設や工場等の事業所が冠水するなど事業者には甚大な被害が生じているため、本災害により影響を受けた事業者が迅速に事業再開できるよう必要な支援を行うこと。
- 被災した事業者が雇用を維持できるよう「雇用調整助成金」制度について、熊本地震と同様に、助成率の引き上げなどの特例措置を行うこと。

- 農林業の生産活動の再開のため、生産施設・機械の復旧等の支援や農業共済金の早期支払いなど、必要な支援を行うこと。

8 地方交付税等による財源支援の実施について

県及び市町村が行う応急対策や被災者の救援、災害復旧等に多額の経費を要するため、普通交付税の繰上交付、特別交付税の配分、災害復旧事業及び災害関連事業予算の確保に特段の配慮を行うこと。